## ヘルスイノベーション研究科における博士論文予備審査に関する細則

この細則は、ヘルスイノベーション研究科における博士論文審査実施要項(以下、「要項」という。)第8条に基づき、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科における博士論文予備審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1. 博士論文予備審査申請書の提出

- (1) 博士論文の予備審査申請をする者は、指導教員の指導を受け、博士論文予備審査申請書(要項様式第4号)並びに、予備審査用論文、副論文、論文の要旨(要項様式第7号)及び研究業績書(要項様式第8号)をヘルスイノベーションスクール担当課に提出するものとする。
- (2) 博士論文予備審査申請書並びに、予備審査用論文、副論文、予備審査用論 文の要旨、及び研究業績書の提出期限は、別途指定する。
- (3) (1)の予備審査用論文の体裁は別途指定する。
- (4) (1) の副論文は、次のうちの1つに該当するものとする。

掲載 (予定) 誌	掲載日	掲載数	論文の著者	掲載(予定) 誌の要件	論文の種類
和文誌			申請者の単	日本学術会議協力団体 による査読が行われて いるもの	原著論文又は原 著論文に相当す ると認められる もの
英文誌	予備審査申請時におい て、投稿の受付まで完 了したもの	1 編	著 または 申請者が筆頭 著者	原則として、トムソン・ ロイター社の Web of Science を基にした Journal Citation Reports において、 Impact factor が算 出されているもの	original paper, article 等 原著論文又は原 著論文相当と認 められるもの

- (5) (1) の予備審査用論文の要旨(要項 様式第 8 号)中の「和文 2000 字程度」とは、1600字以上 2400字以下をいい、「英文 1000 語程度」とは、800 語以上 1200 語以下をいう。
- (6) 副論文に係る添付書類は、次の通りとする。
  - ア 副論文についての添付書類

#### (ア)共通する書面

原著論文であると確認できる書面または当該論文が原著論文相当であると 申請者が判断した根拠を示す書面及び指導教員の意見を付した書面

- (イ) 学術誌に投稿され、既に掲載された論文の場合当該学術誌の誌面の写し
- (ウ)学術誌に投稿され、査読を経た(アクセプトされた)論文の場合

投稿した原稿及び学術誌にアクセプトされた証明書またはそれを確認できる 書面

- (エ) 学術誌に投稿され、未だ査読を経ていない論文の場合 投稿した原稿及び学術誌に投稿したことを確認できる書面
- イ 学術誌についての添付書類
  - (ア) 共通する書面

当該学術誌の出版社・タイトル等が確認できる奥付又は当該学術誌の表紙の 写しなどの書面

(イ) 当該学術誌が英文誌の場合

当該英文誌のインパクトファクターを確認できる書面

(ウ) 当該学術誌が和文誌の場合

日本学術会議協力学術研究団体による査読がされたことが確認できる書面

#### 2. 博士論文予備審査会の設置

- (1) 博士論文予備審査申請書を提出した申請者の指導教員は、博士論文予備審査 会の審査員候補者及び審査実施候補日について、博士論文予備審査会 審査員候 補者一覧(別紙1)によりヘルスイノベーション研究科へ報告する(報告期限 は、ヘルスイノベーション研究科長が別途指定する)。
- (2) また、当該審査員が、博士論文最終審査の審査員も務めることを妨げない。
- (3) ヘルスイノベーション研究科長は、博士論文予備審査書が提出されたら、ヘルスイノベーション研究科教授会の議を経て博士論文予備審査会を設置し、主査1名及び副査2名以上を選任する。
- (4) 博士論文予備審査会の審査員は3名以上で、指導教員の資格を有する者とし、申請者の指導教員、指導補助教員及びヘルスイノベーション研究科における

博士論文審査実施要項第3条で定める副論文の共著者を主査に指名することはできない。また原則として、指導教員または指導補助教員のいずれか1名を副査に指名する。

(5) ヘルスイノベーション研究科長は、博士論文予備審査会の実施を申請者へ通知するとともに、審査員に審査書類を配付する。

### 3. 博士論文予備審査の実施

- (1) 審査は、予備審査の請求をした学生が公開の場で発表を行い、質疑・ロ頭試問を 受ける。その後、非公開の審査会において当該論文の内容についての審議を行 う。
- (2) 博士論文予備審査員は、発表の内容、質疑への対応や提出された予備審査用論 文、副論文、予備審査用論文の要旨及び研究業績書等を「博士論文評価基準」を 基に審査し、博士論文予備審査会は、博士論文予備審査の合否を判定する。
- (3) 審査員は必要に応じて予備審査用論文の審査に関して、申請者に関連する資料を 提出させ、または必要事項について質問し、もしくは再度口頭試問を行うことが できる。
- (4) 主査は、予備審査結果報告書(要項 様式第9号)を作成し、ヘルスイノベーションスクール担当課へ提出する(提出期限は、研究科長が別途指定する)。また、博士論文予備審査会は、審査結果に条件等を付すことができる。審査終了後は審査資料をヘルスイノベーションスクール担当課へ返却する。
- (5) ヘルスイノベーション研究科長は、上記報告書を確認し、博士論文予備審査結果 通知書(別紙 2)により申請者へ審査結果を通知するとともに、ヘルスイノベーション研究科教授会に審査結果を報告する。

附則

この細則は、令和4年1月24日から適用する。 附則

この細則は、令和5年4月1日から適用する。

# 附則

この細則は、令和6年12月5日から適用する。